

令和 7 年度に離島の振興に関して講じた施策

～離島振興対策分科会報告～

令和 8 年 6 月 3 0 日

目 次

ページ

I はじめに	1
II 令和7年度に離島の振興に関して講じた施策	
1. 離島の自立的発展の促進等のための支援	
(1) 離島の自立的発展及び地域間交流を推進し 定住の促進等を図るための支援	3
(2) スマートアイランドの推進	9
(3) 防災対策の強化のための支援	10
(4) 離島地域における税制制度	11
2. 本土と離島間、離島と離島間及び離島内の交通通信を 確保するための航路、航空路、港湾（橋梁を含む。）、 空港、道路（橋を含む。）等の交通施設及び通信施設の 整備並びに人の往来及び物資の流通（廃棄物の運搬を含む。） に要する費用の低廉化	
(1) 交通体系の整備、人の往来等に要する費用の低廉化	12
(2) 高度情報通信ネットワーク等の充実	14
3. 農林水産業、商工業、情報通信産業等の産業の振興及び 資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備	
(1) 農林水産業の振興	15
(2) 地域資源等の活用による産業振興等	17
(3) 場所に制約されない働き方の普及等を踏まえた対応	17
4. 就業促進を図るための雇用機会の拡充、職業能力の開発等	18
5. 生活環境の整備	19
6. 医療の確保等	21
7. 介護サービス等の確保等	22
8. 高齢者の福祉その他の福祉の増進	24

9. 教育及び文化の振興	
(1) 教育の振興	25
(2) 文化の振興等	26
10. 観光の開発	27
11. 国内及び国外の地域との交流の促進	29
12. 自然環境の保全及び再生	31
13. 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策	33
14. 水害、風害、地震災害、津波災害、その他の災害を防除するために 必要な国土保全施設等の整備	34
(参考資料)	
I 離島振興法	36
II 離島の現況	
1. 人口等の動向	37
2. 財政	40
3. 医療	41
4. 教育	41
5. 生活環境	42
6. 高度情報通信ネットワーク	43
7. 産業分類別就業者数等の推移	43

I はじめに

離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号。以下「法」という。）に基づく離島振興対策実施地域（以下「離島地域」という。）は、令和 7 年 4 月 1 日現在で 77 地域が指定されており、その数は 256 島、面積約 5,316 平方キロメートル、人口約 34 万人となっている（参考 I－1、参考 I－2）。これらの離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

離島地域においては、国及び地方公共団体が離島振興計画等に基づき離島振興施策を実施してきており、離島地域の基礎条件の改善等に一定の成果をあげてきたが、深刻な人口減少・高齢化等により、離島地域は依然厳しい課題を抱えている。一方で、離島地域の本土からの隔絶性の克服に向け、オンライン診療やドローン等の ICT の活用、豊富に存在する再生可能エネルギーの利用、観光業や水産業等における魅力的な地域資源の開発、離島地域に継続的に関わりを持つ関係人口の創出等新たな動きも生じてきている。

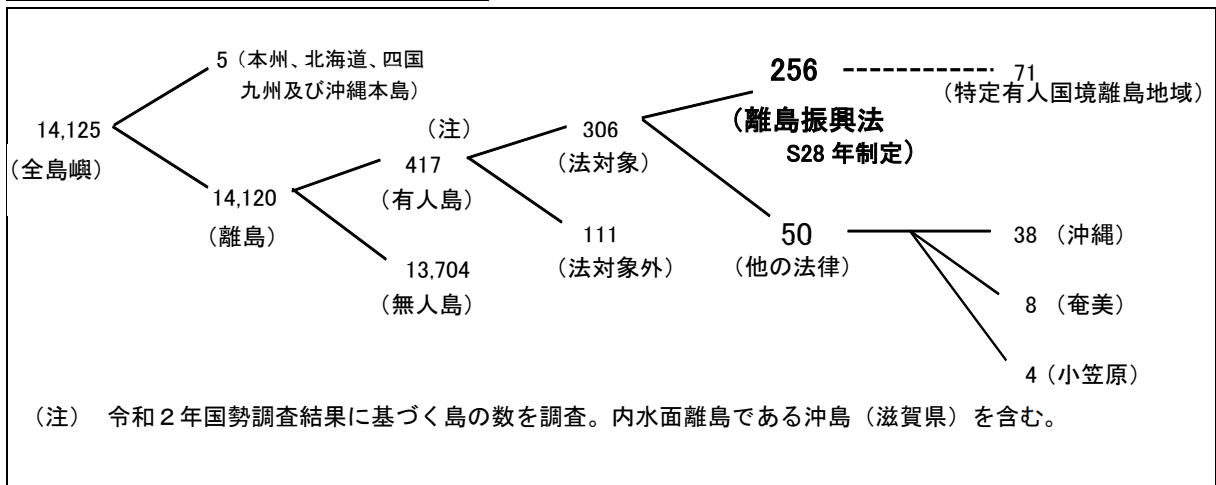
このような中、議員立法により「離島振興法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和 4 年 11 月に成立、令和 5 年 4 月に施行され、法期限が 10 年間延長されるとともに、離島振興において「関係人口」のような島外の人材を巻き込んでいく視点の追加、都道府県による離島市町村への支援の努力義務の新設、離島振興計画の記載事項の充実、離島振興に係る配慮規定の充実等の改正がなされた。このような離島振興法の趣旨を踏まえ、離島振興施策をより一層推進していく必要がある。

また、平成 28 年 4 月に成立した「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき実施されている施策は離島振興施策と密接に関係していることから、関係省庁が緊密に連携を図りながら、政府一体となって取り組む必要がある。

本報告は、離島振興法に基づき令和 7 年度に講じた離島の振興に関する施策について、離島振興法第 21 条の 2 の規定に基づき主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が国土審議会離島振興対策分科会（以下「本分科会」という。）に報告するものである。

（参考Ⅰ－１）日本の島嶼の構成

（令和７年４月１日現在）



（備考）その他の法律：有人国境離島法（平成 28 年制定）

沖縄振興特別措置法（平成 14 年制定（旧法昭和 46 年制定、平成 14 年失効））

奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年制定）

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年制定）

（出典）国土地理院調 ※島嶼数のみ

（参考Ⅰ－２）離島振興法の対象となる離島の面積・人口等

（令和７年４月１日現在）

	合計
指 定 地 域 数	77
指 定 有 人 島 数	256
面 積	5,316 km ²
人 口	34 万人
関 係 市 町 村 数	111

（出典）人口は令和２年国勢調査（令和２年 10 月 1 日時点）の数値。国土交通省の定義に基づき離島振興法対象地域の人口を算出。
面積は公益財団法人日本離島センター「離島統計年報 2023」。

Ⅱ 令和7年度に離島の振興に関して講じた施策

令和7年度に講じた離島の振興に関する施策について、「離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針」（以下、「離島振興基本方針」という。）の項目に概ね沿って整理すれば、以下のとおりである。

1. 離島の自立的発展の促進等のための支援

（1）離島の自立的発展及び地域間交流を推進し定住の促進等を図るための支援

■離島活性化交付金

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進や交流促進に係るソフト事業を支援する「離島活性化交付金」事業を実施している。

同交付金は、定住促進事業及び交流促進事業の2つの柱で構成されており、定住促進事業では、島の戦略産品の島外への出荷及びその原材料の移入に係る輸送費への支援、企業の誘致やワーケーションの促進に繋がる取組への支援、U・J・Iターン希望者への定住情報の提供等の支援に活用されている。また、交流促進事業では、離島と他地域との交流を図るための地域情報発信（パンフレット作成、PR活動等）やイベントの実施、離島振興対策実施地域外からの学生受け入れ等の離島留学の運営に必要な経費等に活用されている。

【主な支援メニュー】

①定住促進事業

（i）産業活性化事業

- ・ 戦略産品開発（戦略産品開発のための調査、産業活性化のための広報 等）
- ・ 輸送費支援（戦略産品の移出及びその原材料等の移入に係る海上輸送費支援）
- ・ 企業誘致等促進（モニターツアーの実施、企業マッチング 等）

（ii）定住誘引事業

- ・ 定住情報提供（U・J・Iターン希望者のための相談窓口の設置、空き家情報の提供 等）

（iii）流通効率化事業

- ・ 機材導入（コンテナ、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫 等）

（iv）デジタル技術等新技術活用促進事業

- ・ 新技術導入（ドローン等を活用した物流の確立、遠隔診療の導入 等）

（v）小規模離島等生活環境改善事業

- ・ 生活環境改善（買い物支援、高齢者等の送迎支援 等）

- (vi) 安全安心向上事業（計画策定等事業）
 - ・ 防災力向上のための調査、防災計画の作成・見直し 等
- (vii) その他の定住促進に資する事業

②交流促進事業

- (i) 地域情報の発信
 - ・ パンフレット作成、交流イベントにおける PR 活動 等
- (ii) 交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
 - ・ 人材育成のための研修、衛生環境の改善のためのトイレの改修 等
- (iii) 島外住民との交流の実施・繋がり の構築の推進
 - ・ 離島留学に関する支援、離島体験ツアー 等

上記メニューのうち、令和7年度に実施した具体的活用例を「参考Ⅱ－1」に示す。同交付金を利用した各々の事業は、離島地域それぞれの特性を活かして実施されており、地域が自らの課題や改善に向けての対策方針を検討し、自立的に活性化を推し進める姿勢が見て取れる。ソフト面における事業支援という性質からも、同交付金の支援対象となる事業は地域に密着しており、自然環境や地理的環境、伝統や文化等、離島の独自性と不可分なものであるため、都道県・市町村等を含めた関係団体や関係者が一体となって課題の解決に取り組むことで、その効果が一層発揮されるものである。

（参考Ⅱ－1）離島活性化交付金の具体的活用例

令和7年度の活用実績は、実施自治体数10県、65市町村、事業件数190件であった。

① 定住促進事業

- (i) 産業活性化事業：1県、38市町村、49件
- ・ 戦略産品開発：6市町、6件

○新潟県佐渡市

事業名：佐渡産品マーケットイン戦略事業

概要：米、海産物、日本酒等の佐渡産品の販路が限られていることから、佐渡産品を集めたフェアの開催や、大手百貨店との協働による商品開発に向けた生産者に対する助言など、佐渡産品の認知度向上及び販路拡大を図る。

・ 輸送支援：35 市町村、36 件

○長崎県対馬市

事業名：対馬市離島輸送コスト助成事業

概 要：戦略産品（原木、製材、木材チップ、薪、魚介類）の島外移出等にかかる海上輸送費を支援することで、地場産業の活性化及び事業者の安定した経営を図る。

・ 企業誘致・創業等促進：1 県、5 市町、7 件

○長崎県

事業名：しまのビジネスチャレンジ促進事業

概 要：離島地域のビジネスの場としての魅力発信や、創業・事業拡大支援制度の認知度向上、離島地域におけるビジネスアイデアを募るコンテストの開催など、離島地域での創業、事業拡大等を図る。

(ii) 定住誘引事業：1 県、5 市町、8 件

○島根県西ノ島町

事業名：移住促進 PR 事業

概 要：移住検討者等に向けた PR 活動を実施するとともに、移住・定住への関心を高めるための WEB サイトの整備等、地域の魅力の普及を図る。

(iii) 流通効率化事業：7 町村、8 件

○東京都八丈町

事業名：伊豆諸島地域航路流通効率化事業

概 要：冷凍コンテナの導入を促進することにより、冷蔵・冷凍食品等の高品質かつ安定的な島外移出の確保と流通コストの軽減等を図る。

(iv) デジタル技術等新技术活用促進事業：1 県、6 市村、7 件

○鹿児島県十島村

事業名：十島村へき地診療所電子カルテ等整備事業

概 要：患者の既往歴を踏まえた効率的な診療態勢、医師・看護師の働き方の見直し、BCP 等職場環境の改善等のため、電子カルテ等のシステムの導入を図る。

(v) 小規模離島等生活環境改善事業：6 市町、6 件

○山形県酒田市

事業名：飛島高齢者支援事業

概要：日用品の買い出しや配送に加え、在宅で生活する高齢者にとって困難な日常生活上の作業補助等、島民の生活環境の確保を図る。

(vi) 安全安心向上事業：6 市町村、8 件

○東京都御蔵島村

事業名：御蔵島村防災行政無線整備事業

概要：災害時や緊急時、村民や観光客に村からの情報や J-ALERT の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線システムの導入を図る。

(vii) その他の定住促進に資する事業：5 市、5 件

○三重県志摩市

事業名：離島における若者の集いと出合いの支援事業

概要：結婚を希望する若者を対象に、離島の魅力を現地で体感できる結婚支援イベントを実施し、出合いの機会の創出を図る。

② 交流促進事業

(i) 地域情報の発信：1 県、14 市町、19 件

○愛媛県上島町

事業名：エンジョイゆめしま魅力発信プロジェクト

概要：上島町やゆめしま海道の魅力あるコンテンツ PR 動画及び写真素材の制作ならびに制作素材を用いた効果的な情報発信を行い、交流人口の拡大及び地域活性化を図る。

(ii) 交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり：4 県、13 市町、22 件

○熊本県天草市

事業名：御所浦しま山魅力向上プロジェクト

概要：令和 6 年 3 月にオープンした「御所浦恐竜の島博物館」を核として、自然資源を個性ある観光資源にブラッシュアップし、更なる交流人口の拡大を図る。

(iii) 島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進：6 県、34 市町村、58 件
○北海道礼文町

事業名：礼文島離島留学交流事業

概要：礼文高校と礼文町が一体となり離島留学 PR 資料を製作し、礼文高校の魅力向上に努めるとともに、町外中学生を対象としたオープンスクールを開催するなど、さらなる交流促進を図る。

■ 社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業）

離島活性化交付金において支援していた施設整備に係る一部事業は、令和 5 年度から社会資本整備総合交付金へ移行し、離島振興を図るうえで必要な取り組みを引き続き支援している。

同事業は、定住促進住宅整備事業、定住誘引施設整備事業、流通効率化関連施設整備事業および定住基盤強化事業の 4 つの柱で構成されている。定住促進住宅整備事業では、離島への移住ニーズに対応するため、定住促進住宅の整備を支援している。また、定住誘引施設整備事業では、島外からの企業誘致や雇用創出につながるシェアオフィス等の整備や、島内外の交流活性化につながる交流施設の整備を支援している。その他、流通効率化関連施設整備事業では、海上輸送や流通加工等の過程で流通効率化に効果のある施設整備、定住基盤強化事業では、事前防災に資する避難施設や、非常用電源設備等の施設整備などを支援している。

【主な支援メニュー】

①定住促進住宅整備事業

- ・ U・J・I ターン者又は一時滞在者を受け入れるために必要な施設の整備（既存施設の改修等及び新築）

②定住誘引施設整備事業

- ・ シェアオフィス等の整備（既存施設の改修等及び新築）
- ・ 交流施設の整備（既存施設の改修等）

③流通効率化関連施設整備事業

- ・ 普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備

④定住基盤強化事業

- ・ 避難施設の整備
- ・ 防災活動拠点の改修等
- ・ 災害応急対策施設の整備（非常用電源設備、備蓄倉庫、防災情報伝達設備、高付加価値コンテナ等）

上記メニューのうち、令和 7 年度に実施した具体的活用例を「参考Ⅱ－2」に示す。

(参考Ⅱ－２) 社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業）の具体的活用例

令和７年度の活用実績は、実施自治体数 15 市町村、事業件数 29 件であった。

①定住促進住宅整備事業：9 市町村、15 件

○鹿児島県十島村

要素事業名：十島村村営住宅整備事業

概 要：多くの移住希望がある一方で、移住者向けの住宅が不足しているため、村営住宅を整備し、村内離島への移住・定住の促進を図る。

②定住誘引施設整備事業：1 市、1 件

○新潟県佐渡市

要素事業名：自然体験施設滞在環境整備事業

概 要：離島の自然を活かした交流体験プログラムを実施するため、拠点となる既存の自然体験型施設を改修し、関係人口の拡大と島民との交流促進を図る。

③ 流通効率化関連施設整備事業：実績無し

④定住基盤強化事業：7 市町村、13 件

○東京都大島町

要素事業名：大島町防災備蓄庫整備事業

概 要：自然災害に備えるため、島内の 6 箇所に備蓄倉庫を整備し、防災機能の強化を図る。

（２）スマートアイランドの推進

離島の本土からの隔絶性や四方を海などに囲まれた地理的条件を背景に、人の移動や物流への制約、コスト増など、島民の生活や地域産業への様々な影響が生じている中、令和２年度より、新しい技術や知見を離島地域に導入することで課題解決を図る「スマートアイランド」を推進している。

令和７年度は、各離島地域が抱える課題解決のため、ICTなどの技術・知見を活用し、現地に実装するために必要な実証調査を全国４地域で行った。

令和７年度に実施した調査地域（関連分野）

- ・新潟県粟島浦村（交通・観光・交流促進）
顔認証技術を導入し、フェリー・コミュニティバス・乗合タクシー・村営施設で本人確認・決済・補助判定の一体化を検証
- ・愛知県西尾市（交通、物流）
ドローンを活用し、自動運転車・自動配送ロボットによる空陸一貫のラストワンマイル配送を検証
- ・香川県小豆島町（教育）
メタバースを活用した教育プラットフォームを通じて、島内外の生徒や専門家が対等に交流・共創し、地域課題の解決するプロセスを検証
- ・島根県海士町、西ノ島町（観光・交流促進）
自動運転バスによるフェリーへの自動運転乗降を含む離島間移動及び夜間走行における自動運転の安全性を検証

また、これまでの実証調査から得られた課題や知見、社会的背景を踏まえ、「スマートアイランド推進プラットフォーム」、「スマートアイランド推進アドバイザー派遣」及び「スマートアイランド推進カタログ」といった取組により、離島自治体と企業等との情報共有や意見交換の場を設け、マッチングを支援するとともに、スマートアイランドの推進に係る人的支援を行うなど、全国の離島関係自治体の実装・横展開を後押しした。

（３）防災対策の強化のための支援

離島は四方を海等に囲まれていることから、津波等によりひとたび被災した場合には本土と比べて避難支援を含めた応急・復旧活動に時間を要し、孤立するおそれ大きい。そこで、離島の防災機能強化を図るため地震津波対策として行われる公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に対し、地方財政措置が拡充（公共事業等債における交付税措置の拡充）されており、関係地方公共団体の財政負担の軽減が図られている。

また、防災計画作成等のソフト事業は離島活性化交付金により、避難施設の整備等のハード事業は社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業）により支援している。

令和７年度に講じた主な施策

- ・ 離島活性化交付金（再掲）
（うち安全安心向上事業） 御蔵島村、佐渡市、南種子町 等 6市町村

- ・ 社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業）（再掲）
（うち定住基盤強化事業） 大島町、対馬市、屋久島町 等 7市町村

（４）離島地域における税制制度

離島地域における産業振興を効果的に促進するため、令和 9 年 3 月 31 日を期限とする離島地域における税制制度が措置されている。（「参考Ⅱ－３」）

なお、本税制措置適用区域は、離島振興法に基づき、都道府県が定める離島振興計画に記載された、産業の振興を促進する区域（過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業の振興を促進する区域を除く）となっている。

（参考Ⅱ－３）国税の割増償却制度

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の工業用機械等の取得等に係る割増償却（所得税、法人税）

機械・装置：普通償却限度額を 32% 上乗せ（5 年間）

建物・附属設備、構築物：普通償却限度額を 48% 上乗せ（5 年間）

また、地方税法第 6 条の規定により、地方公共団体が課税免除又は不均一課税を行った場合には、当該減収の一部が地方交付税で補填されている。（「参考Ⅱ－４」）

（参考Ⅱ－４）地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填

（１）対象税目

- ・ 不動産取得税（製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等）
- ・ 固定資産税（同上）
- ・ 事業税（同上、個人の営む畜産業・水産業・薪炭製造業）

（２）対象設備、業種、取得価額、区域

国税の割増償却と同様

（ただし、適用対象は資本金規模に関わらず「新設又は増設に係る取得等」に限る）

令和 7 年度は、自治体と協力しながら、税制の適用対象となる事業者へ個別に連絡し、制度内容や手続方法を紹介するなど、より一層の周知を図り、活用に向けた取組を行った。

2. 本土と離島間、離島と離島間及び離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾（橋梁を含む。）、空港、道路（橋を含む。）等の交通施設及び通信施設の整備並びに人の往来及び物資の流通（廃棄物の運搬を含む。）に要する費用の低廉化

（1）交通体系の整備、人の往来等に要する費用の低廉化

離島航路及び離島航空路は、離島で生活する人々にとって日常の生活のほか産業振興、島外との交流を進めていく上で欠くことのできない基盤的な存在となっている。こうしたことから、離島航路及び離島航空路の維持や安全かつ安定的な輸送の確保、島民生活や離島地域の産業の維持及び発展を支えるための輸送ダイヤ・運賃体系の確保に努めるとともに、内航旅客船について、令和7年度補正予算において、離島航路補助における欠損拡大分に対する追加的支援などを行った。併せて、空港の無線、照明等の施設整備や防波堤等の港湾整備及び離島架橋（沖之島架橋〔香川県土庄町〕）をはじめとする道路等の交通施設の整備を図るための支援を行った。

また、離島地域においては、離島航路及び離島航空路の需要の減少等によりそれらの運賃が住民にとって割高な水準となる傾向があり、地域間格差の是正や離島への定住促進を図る上で障害となっている。加えて、物資の輸送についても、他の本土地域と比べ、費用が多くかかる状況にあることから、島内産業の競争力の低下が生じており離島の振興を図る上で大きな障害となっている。こうしたことから、離島航路及び離島航空路並びに物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取組を行った。

（補足）法第12条第2項「交通の確保等」において、「高速安定航行が可能な船舶などの船舶・航空機に対する設備投資」、「ドローンの活用」が配慮規定に明記されている。また、改正法第3条第2項に規定されている離島振興基本方針に定めるべき事項において、本土と離島の交通を確保するために整備すべき交通施設に、橋梁が含まれることが明記されている。

令和7年度に講じた主な施策

・離島航路運営費補助（航路）

鹿兒島～十島～名瀬、東京～八丈島、見島～萩航路 等
113 事業者 126 航路

・離島住民運賃割引補助（航路）

粟島～岩船、天草～長島航路 等
16 事業者 17 航路

・離島航路構造改革補助（航路）

魚島～弓削～土生、佐世保～上五島、与路～古仁屋 等
12 事業者 12 航路

- ・ 離島航空路運航費補助（航空路）
奥尻～函館、八丈島～羽田、福江～長崎 等
5 事業者 11 路線
- ・ 離島住民運賃割引補助（航空路）
大島～調布、新島～調布、神津島～調布
1 事業者 3 路線
- ・ 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（航路）
稚内～利札、新潟～両津、長崎～五島 等
85 航路
- ・ 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（航空路）
奥尻～函館、羽田～八丈島、対馬～福岡 等
26 路線
- ・ 社会資本整備総合交付金（架橋事業）
土庄町（小豆島、沖之島） 1 町
- ・ 社会資本整備総合交付金（道路事業）
対馬市、新上五島町、壱岐市 等 24 市町村
- ・ 社会資本整備総合交付金（港湾事業）
青ヶ島村、利島村、十島村 等
- ・ 空港整備事業
屋久島町、三宅村、五島市 等
- ・ 港湾整備事業
西之表市、佐渡市、神津島村 等
- ・ 道路整備事業
佐渡市、対馬市、土庄町 等

（２）高度情報通信ネットワーク等の充実

離島地域における高度情報通信ネットワーク等の整備は、離島地域が有する地理的制約を克服するほか、交流・雇用的手段としても極めて有効であり、基盤整備の結果、一部の小規模な有人離島等を除いて、ブロードバンドの利用、地上デジタル放送の受信及び携帯電話の利用が可能となった。

令和元年度からは、高度無線環境整備推進事業により、地域活性化や地域の課題解決を支援する上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、離島等の「条件不利地域」において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバを整備する場合に、その費用の一部を補助している。特に令和６年度補正予算においては、離島地域で整備する際の補助率嵩上げ等を実現できたことから、当該地域における光ファイバ整備を一層進めていくこととしている。また、令和３年度より、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助している。

また、携帯電話の使用可能エリアの拡大や５Ｇ等の高度化サービスの普及も課題となっていることから、その費用の一部を支援する携帯電話等エリア整備事業を実施している。

なお、令和７年度補正予算より、高度無線環境整備推進事業及び携帯電話等エリア整備事業を統合し、デジタルインフラ整備推進事業として実施している。

加えて、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助対象としている。

また、令和７年度からは、離島地域等の難視聴地域において、放送視聴環境を支える辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の高度化支援事業により、辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ事業者等による共聴施設の代替についても支援対象としている。

（補足）法第１３条において、「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実等」について、高度情報通信ネットワークの充実について特別な配慮、また高度情報通信ネットワークを図る上で離島の負担となりうる維持管理について配慮規定に明記されている。

令和７年度に講じた主な施策

・デジタルインフラ整備推進事業

東京都（利島、新島、式根島、神津島、御蔵島、青ヶ島）、五島市、三島村 等 11 件

・辺地共聴施設の高度化支援事業（辺地共聴施設高度化改修事業）

隠岐の島町（布施地区・卯敷地区） 2 件

3. 農林水産業、商工業、情報通信産業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備

(1) 農林水産業の振興

農林水産業は、離島における基幹産業である。離島の農林水産業は、水産物をはじめとする食料の安定的な供給等の面で重要な役割を果たしているが、離島は狭小で急傾斜地が多いこと等から生産コスト等が高いことや、高齢化の進展による就業者数の減少等の問題もあり、その生産額は、平成2年のピーク時には3,586億円であったが、令和4年には1,435億円となっており（公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」）、現状は極めて厳しいことが分かる。

このような中で、離島地域の特性を活かした農林水産業の振興を図るためには農林水産業の生産基盤を強化するとともに、効率的かつ安定的な経営を担う人材の育成及び確保に向けた取組や、技術の開発及び普及を促進することが必要である。また、農林水産業が維持されることにより、国土の保全、文化の継承等の多面的機能が発揮されており、これを維持・促進することも必要である。

このため、中山間地域等直接支払交付金により、農業生産条件の不利を補正することで、将来に向けた農業生産活動の継続を支援するとともに、多面的機能支払交付金を活用し、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、農地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図る活動を支援した。また、農山漁村振興交付金のうち、地域資源活用価値創出対策（地域活性化型及び農泊推進型）により、人材育成や地域ぐるみの連携体制づくり等を通じ、離島の農山漁村における地域資源を活用した農泊の取組を支援したほか、地域資源活用価値創出対策（定住促進・交流対策型）により、市町村等が策定した定住・交流促進のための計画の実現に必要な施設等の整備を支援した。

さらに、荒廃農地の発生防止・解消等を図るとともに、鳥獣被害の防止、病害虫の調査及び防除、森林の整備・保全等を支援した。

また、漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、離島漁業再生支援等交付金を活用し、種苗放流や漁場の管理・改善など漁場生産力の向上に関する取組、漁獲物の高付加価値化等の地域の自主性と創意工夫を生かした実践的な取組や新規就業者の定着を図る取組を支援するとともに、燃油と配合飼料の高騰による漁業経営への影響を緩和するため、漁業者と国が積立を行い、燃油・配合飼料価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付する漁業経営セーフティネットの構築を支援した。

令和7年度に講じた主な施策

・中山間地域等直接支払交付金

佐渡市、隠岐の島町、壱岐市 等 72 市町村

・多面的機能支払交付金

佐渡市、隠岐の島町、壱岐市 等 28 市町村

・農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）

（うち定住促進・交流対策型） 五島市 1 市

（うち地域活性化型） 福岡市（玄界島） 1 市

（うち農泊推進型） 佐渡市、瀬戸内市、松山市 等 6 市町

・鳥獣被害防止総合対策交付金

（令和 6 年度実績） 対馬市、天草市、薩摩川内市 等 82 件

※令和 7 年度実績は集計中のため、令和 6 年度実績を掲載

・離島漁業再生支援等交付金

五島市、対馬市、新上五島町 等 81 市町村

・植物防疫事業交付金

屋久島町、対馬市、五島市 等 13 市町

・消費・安全対策交付金（うち重要病虫害の特別防除等）

屋久島町、対馬市、新上五島町 等 5 市町

（２）地域資源等の活用による産業振興等

我が国の周辺海域には、水産資源、エネルギー資源、鉱物資源等のほか、海洋性レクリエーションの場にふさわしい地域資源が賦存している。

地域の自立的発展を促進するためには、これらの地域資源を活用することが重要であり、農山漁村の６次産業化を推進する観点から、農山漁村振興交付金のうち、地域資源活用価値創出対策（地域活性化型）を活用し、農山漁村の持つ豊かな地域資源を活用した地域の活動計画策定や実証活動を支援したほか、地域資源活用価値創出対策（農泊推進型）により地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等への支援を行った。

また、離島漁業を再生させるため、離島漁業再生支援等交付金を活用し、漁獲物の高付加価値化、低・未利用資源の活用、販路拡大、体験漁業、海洋レジャーへの取組等、地域の自主性と創意工夫を生かした実践的な取組を支援した。

令和７年度に講じた主な施策

- ・農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）（再掲）
（うち地域活性化型） 福岡市（玄界島） １市
（うち農泊推進型） 佐渡市、瀬戸内市、松山市 等 ６市町
- ・離島漁業再生支援等交付金（再掲）
五島市、対馬市、新上五島町 等 ８１市町村

（３）場所に制約されない働き方の普及等を踏まえた対応

コロナ禍や情報通信技術の進展を背景として、場所に制約されない働き方が普及してきている中、美しい自然、文化的な豊潤さ、住民とのふれあい、魅力的な子育て環境を持つ離島に対して、移住ニーズが高まってきている。こうした流れを踏まえ、リモートオフィスやコワーキングスペースの整備等を通じて、移住や定住を促すことが重要である。

地方自治体が実施する移住体験（二地域居住体験を含む）、移住者希望者等に対する就職・住居支援等について特別交付税措置を講じた。

また、居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」において、地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施した。

（補足）法第１４条第３項において、「農林水産業その他の産業の振興」について、新たに場所に制約されない働き方の普及等の社会の変化を踏まえることについて適切な配慮をするものとされている（法第１４条３項）。

4. 就業促進を図るための雇用機会の拡充、職業能力の開発等

離島地域では、基幹産業である第一次産業の不振等による就業機会の減少や人口減少・高齢化の進展に伴う地域の産業を支える人材の不足が課題になっている。これらのことから、離島地域を含む雇用情勢の厳しい地域等で事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた事業主に一定額を助成する地域雇用開発助成金や地域の協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」、「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する地域雇用活性化推進事業により、雇用情勢が厳しい離島地域における雇用創造の取組等を支援し、雇用機会の確保に努めた。

また、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金のうち雇用機会拡充事業において、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を支援した。

高齢者を含む求職者に対する職業訓練について、職業に必要な技能及び知識を習得するため、民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保を図った。

(補足) 法第 14 条の 2 において、人口減少が進む離島に対して担い手確保を図るため、「高齢者の就業促進」について配慮規定に明記されている。

令和 7 年度に講じた主な施策

- ・ 地域雇用開発助成金

西之表市 等 122 件の内数

- ・ 地域雇用活性化推進事業

天草市、小豆島町、延岡市 等 8 市町村

- ・ 民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保

(令和 6 年度実績) 五島市、対馬市 2 市

※令和 7 年度実績は集計中のため、令和 6 年度実績を掲載

- ・ 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 (雇用機会拡充事業)

佐渡市、五島市、海士町 等 24 市町村

5. 生活環境の整備

生活環境に関する地域格差を是正し、離島地域における定住の促進を図るためには島内における住宅の確保が不可欠であり、例えば、U・J・Iターン者の住宅として空き家を活用することなどが有効である。また、活用可能な空き家等の既存施設が少ない地域においては、新たな移住者用住宅を整備することも必要である。社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業）では、地方公共団体等が実施するU・J・Iターン者等を受け入れるための住宅整備を支援した。また、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく、空き家等活用促進区域制度や空き家等管理活用支援法人制度の活用を促進するとともに、市町村が実施する空き家の活用等に係る取組を補助制度により支援した。

水道施設の整備については、離島の地理的事情等による厳しい経営環境に鑑み、離島振興対策実施地域において実施する簡易水道施設の整備、上水道施設の耐震化、海底送・配水管、高度浄水施設の整備等に関する事業に対して補助率の嵩上げを行うことにより、離島の実情に配慮した補助制度としている。令和7年度においては、水道施設整備費補助等により、離島における簡易水道施設及び上水道施設の整備を支援した。

汚水処理については、汚水処理人口普及率を全国と離島で比較した場合、全国が92.9%（※1）であるのに対し、離島地域は60.1%（※2）と普及率が非常に低い。汚水処理による快適な生活環境の確保に向けて、事業実施主体である地方公共団体自らが、下水道、集落排水施設、浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性等を総合的に勘案して、効率的な整備・運営管理手法を選定した都道府県構想に基づき、適切な役割分担の下で汚水処理施設の整備を実施している。浄化槽については、市町村による計画的な整備に要する費用の一部を支援した。

廃棄物処理については、廃棄物の適正処理による快適な生活環境の確保を図るため、循環型社会形成の推進という観点から、地方公共団体の自主性と創意工夫を活かした計画に基づく、地域の特性を活かした廃棄物処理に必要な施設の整備に要する費用の一部を支援した。

※1 令和4年度末時点（令和5年8月22日付け「国土交通省報道発表資料」）

※2 令和5年4月1日時点（公益財団法人日本離島センター「離島統計年報2024」）

（補足）法第14条の3において、定住促進を図る上で有効な空家改修による住宅の確保を促進するため、「空家活用」について配慮規定が明記されている。

令和7年度に講じた主な施策

・社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業）（再掲）

（うち定住促進住宅整備事業） 礼文町、海士町、十島村 等 9市町村

・空き家対策総合支援事業

海士町、丸亀市、新居浜市 等 33 市町村

・水道施設整備費補助（離島振興事業費）

佐渡市、福岡市、西ノ島町 等 30 件

・農村整備事業、漁村整備事業、農山漁村地域整備交付金

（うち農業集落排水施設整備事業）

神津島村、上島町 等 12 市町村

（うち漁業集落排水施設整備事業） 隠岐の島町、西ノ島町、佐渡市 等 13 市町村

・循環型社会形成推進交付金事業（浄化槽整備）

屋久島町、新上五島町、五島市 等 31 件

・循環型社会形成推進交付金事業（廃棄物処理施設整備）

土庄町、上島町、隠岐の島町 等 10 件

6. 医療の確保等

医療の確保は住民が安心して暮らすための基礎となるものであり、特に離島においては、医師の不在等、医療の提供に支障が生じている地区への対応が課題となっている。そのため、へき地保健医療対策費等を活用して、患者輸送艇等による離島地域の医療体制の充実を図るとともに、地域の中核的な病院等による支援や協力体制の構築、ドクターヘリによる医療支援、遠隔医療の導入等を推進した。

また、令和6年度から、各都道府県が策定する第8次医療計画に基づいた、オンライン診療を含む遠隔医療を活用したへき地医療の取組等を開始した。

さらに、島民が安心して生活できるよう、へき地診療所の整備や運営支援等、地域の実情にあったへき地保健医療対策の着実な実施に努めた。

離島に居住する妊婦は、その島を離れて妊婦の健診や出産をせざるを得ない場合があり、その際の船舶・航空機の交通費及び宿泊費を伴う移動が多いことが大きな課題となっている。このような状況に鑑み、平成25年度から、妊婦健診又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の妊婦健診受診時・分娩時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費につき、特別交付税措置（措置率80%）を講じた。

（補足）法第10条において、住民が安心して生活できるよう医師不足等の状況を鑑み、医師の確保等の医療の充実について、特別の配慮として規定している。また、地理的な制約を和らげ、住民負担の軽減に資する「遠隔医療」について配慮規定に明記されている。

令和7年度に講じた主な施策

- ・へき地保健医療対策費

（市町村等が運営しているへき地診療所等に対し、運営費の補助を実施）

唐津市、三島村、十島村 等 92件

- ・医療施設等設備整備費

（市町村等が運営しているへき地診療所等に対し、設備整備費の補助を実施）

佐渡市、海士町、五島市 等 48件

- ・医療施設等施設整備費

（市町村等が運営しているへき地診療所等に対し、施設整備費の補助を実施）

佐世保市、五島市、西海市 3件

7. 介護サービス等の確保等

介護保険制度の中では、指定サービス等の確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とする措置を実施しており、地域のニーズに応じた適切なサービスが提供されるような環境整備を図っているところ。

加えて、希望する地方自治体において、離島等の地域の実情を踏まえたサービス確保等のため、ホームヘルパー養成等、人材の確保対策に重点を置き、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等の実施に要する費用の一部について補助を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、離島等地域における介護人材確保の取組を支援するため地域外部から就職するための引越費用の助成等の支援も可能となっている。

また、介護サービス事業所等の業務効率化を通じて、サービスの質を確保しつつ、職員の負担軽減を図るため、令和6年度より離島・中山間地域等サービス確保対策事業の補助対象となる「環境整備等の試行的事業」の例示として、ICT機器導入や介護サービスの提供に伴う移動に必要な電動自転車等の購入を支援する事業を実施要綱に明示し、令和7年度も自治体への周知を実施した。併せて、地域医療介護総合確保基金や令和6年度補正予算において、介護テクノロジーに対する導入支援を実施した。

また、離島等地域では、サービス確保の観点から、訪問介護等において、サービス費用の15%を加算する特別地域加算があり、当該加算を取得した場合、利用者負担も増額されることになる。このため、他地域との均衡を図る観点から、事業者が低所得者の利用者負担額の1割分を減額（通常10%の利用者負担を9%に減額）した場合に、事業者に助成金を交付する措置を講じた。

（補足） 法第10条の2において、介護の担い手不足が深刻化する中、離島の介護従事者を確保するため「島内人材の活用促進」、「介護ロボット等の導入」について配慮規定に明記されている。

令和7年度に講じた主な施策

・離島・中山間地域等サービス確保対策事業

（令和6年度実績）大島町、新島村、三宅村 3件

※令和7年度実績は集計中のため、令和6年度実績を掲載

・地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）

（令和6年度実績）三宅村、土庄町、小豆島町 3件

※令和7年度実績は集計中のため、令和6年度実績を掲載

- ・介護テクノロジー定着支援事業

- (介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業)

- (令和6年度実績) 小豆島町、土庄町、五島市 等 14 件

- ※令和7年度実績は集計中のため、令和6年度実績を掲載

- ・離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置

- (令和6年度実績) 土庄町、小豆島町、壱岐市 等 17 件

- ※令和7年度実績は集計中のため、令和6年度実績を掲載

8. 高齢者の福祉その他の福祉の増進

令和2年10月1日現在における高齢者比率（65歳以上人口の比率）は全国が28.6%（※1）である一方、離島地域は42.3%（※2）であった。離島地域においては、総じて高齢化が進展しており、医療需要に加え、介護需要も高まってきている。こうした状況から、多様なニーズに配慮しつつ、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるように支援した。具体的には、離島地域において、地域医療介護総合確保基金により、独立して生活することに不安のある高齢者等に対する介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する「生活支援ハウス」を設置する場合等に、整備費の補助を行うことが可能となっている。

なお、令和元年度より、離島地域に介護施設を整備する場合に、建設工事の労務費・資材費が本土と比べて割高となっていることを踏まえて、補助単価の8%加算を可能とした。

障害福祉施設等の整備については、社会福祉施設等施設整備費補助金により、地域移行の受け皿としてグループホーム等を整備する際の補助を行っており、この補助金についても、介護施設同様に離島地域について8%加算としている。

子どもが心身ともに健やかに育つことができるような環境整備をするために、通常の保育所を設けることが困難な離島地域において、保育を要する児童を保育するために設置するべき地保育所の運営に要する費用について補助を行った。

※1 高齢者比率は、総務省「令和2年国勢調査結果」を使用した。

※2 離島地域は、国土交通省の離島の定義に基づき、国勢調査の結果を使用し算出した。

（補足） 法第10条の2、第11条において、多様な方々が離島に住み続けられるよう「障害福祉」、「児童福祉」についても配慮規定に明記されている。

令和7年度に講じた主な施策

- ・地域医療介護総合確保基金（介護施設等整備分）

（令和6年度実績）神津島村、大崎上島町、小豆島町 等 8市町村

※令和7年度実績は集計中のため、令和6年度実績を掲載

- ・子どものための教育・保育給付交付金

対馬市、薩摩川内市、新宮町 等 10市町村

9. 教育及び文化の振興

(1) 教育の振興

離島地域の自立的発展を促進するためには、等しく就学できる環境整備を推進する必要がある。特に離島地域では、大半の高校生が島外への通学等を余儀なくされており、その経済的負担は大きい。このため、離島高校生修学支援事業において、高等学校等が設置されていない離島の高校生に対して通学等を支援し、子どもの修学の機会を確保した。併せて、市町村等が行う公立学校施設整備に必要な経費の補助を行った。

また、離島地域における教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るため、例えば、公立の高等学校等の教職員定数の算定又は配置について、特別の配慮をすることとしており、各都道府県からの申請どおり、教職員定数の追加措置を行っている。また、離島地域における教育の充実に資するよう、離島地域に係る教職員の処遇について適切な配慮が必要であることから、離島含めたへき地学校に勤務する教職員に対しては、へき地手当や特地勤務手当が支給されている。

離島の高等学校においては、立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応しきれていない等の課題が生じているところ、地理的状况に関わらず、いずれの高等学校においても生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、生徒の可能性を最大限引き出すことができるようにしていくため、遠隔授業や通信教育を活用した域内の学校間の連携・併修ネットワークを構築する事例を創出する各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業を実施している。

加えて、多様な国民のニーズに対応するという観点から、地域資源を活用した体験活動や、都会ではできない魅力的な体験を教育の場として子どもたちに提供する離島留学については、離島地域の小規模な学校の維持や活性化にも寄与する取り組みとして、里親が担う日常的な養育に係る費用や寄宿舎の整備等に対して離島活性化交付金による支援を行った。

(補足) 法第15条において、将来の関係人口にもつながる「離島留学」及び教育の質の向上等につながる「遠隔教育」とともに、小中学校を含む公立学校の教職員の定数・処遇について配慮規定に明記されている。

令和7年度に講じた主な施策

- ・ 離島における公立の高等学校等の教職員定数の加配 108人
- ・ 離島高校生修学支援事業

長崎県、薩摩川内市、姫島村 等 5県 58市町村

- ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業
島根県（隠岐の島町等）、鹿児島県（中種子町等）等 3 県
- ・公立学校施設整備費
利尻町、姫路市、海士町 等 7 市町
- ・離島活性化交付金（交流促進事業）による離島留学支援
長崎県、大島町、十島村 等 1 県 26 市町村

（２）文化の振興等

離島は海上交通の先進地であり、外国との交流拠点でもあるという歴史的背景や、四方を海等に囲まれそれぞれが独立しているという地理的特性等と相まって、古くから個性豊かな暮らしが営まれ、我が国の文化にも多様性と深みを与えている地域が多く存在している。

こうした離島地域において、国指定等文化財の保存・活用のため、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金等により、所有者又は管理団体等に対し補助を行った。

加えて、子供たちに居住地域に関わらず本物の文化芸術に触れる機会を確保するため、学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業を実施した。これにより、オーケストラや演劇、伝統芸能等の文化芸術団体を全国の学校へ派遣し、豊かな感性を育むことができる環境を教育課程内において提供した。

さらに、消滅の危機にある方言の現状や価値を認識してもらうため、危機的な状況にある言語・方言サミット（八重山大会）を開催した。

また、離島地域及び周辺海域は自然の状態に近い沿岸環境に恵まれている場所が多いことから、複数の地域で国立研究開発法人水産研究・教育機構の研究施設が置かれ、水産増養殖の調査・研究に活用された。

令和 7 年度に講じた主な施策

- ・国宝重要文化財等保存・活用費補助金
礼文町、佐渡市 等 28 市町
- ・国宝重要文化財等防災施設整備費補助金
佐渡市 1 市
- ・学校における文化芸術鑑賞体験推進事業 学校巡回公演 離島学校での実施
(令和 6 年度実績) 奥尻町、御蔵島村、新島村等 27 校
※令和 7 年度実績は集計中のため、令和 6 年度実績を掲載
- ・危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業
石垣市でサミットを開催。サミット及び情報交換の場に八丈町と新島村からも参加

10. 観光の開発

離島地域は、豊かな地域資源を有しているが、離島への観光客数は、昭和60年度には11,371千人（公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」）であったが、令和4年度は9,513千人（同）となっている。

こうした状況から、交流人口及び関係人口の拡大による地域の活性化を図るために、観光客が、従来の名所旧跡に加え、市街地、農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光の振興を通じ、関係者が連携し、地域にいきづく暮らし、自然、歴史、文化等に係る地域の幅広い資源を最大限に活用した取組を支援している。

特に、農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出（地域活性化型及び農泊推進型）により、農山漁村における農泊など、離島地域の特色も生かし、かつ、多様化する旅行者のニーズに即した取組等を推進した。

また、離島及び離島周辺における自然、景観、海洋資源等を活用した観光地域づくりを持続的に促進していくため、エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業を活用し、地域の自主的なルール作りを支援すること等により、これらの地域資源の保全に努めた。

加えて、訪日外国人旅行者の滞在促進や消費拡大を促進するために、歴史的建造物の改修、及び調査や戦略策定、歴史・自然・食・文化などの地域資源を活用した観光コンテンツの造成・充実、受入環境整備、情報発信等の総合的な取組み、人手不足を解消するための観光地・観光産業における省力化・省人化に向けた取組み等を支援することで、地域における持続可能な観光地づくりを推進している。

さらに、高齢者等が気兼ねなく旅行に参加できる環境を整備し、ユニバーサルツーリズムを促進するため、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化に必要な施設整備や設備導入等を支援している。

令和7年度に講じた主な施策

- ・農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）（再掲）
 - （うち地域活性化型） 福岡市（玄界島） 1市
 - （うち農泊推進型） 佐渡市、瀬戸内市、松山市 等 6市町
- ・エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業
 - 屋久島町、竹富町 2件
- ・地域観光魅力向上事業
 - 佐渡市、海士町、南種子町 等 18件
- ・地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業
 - 佐渡市、五島市、屋久島町 等 4件

- ・観光コンテンツ事業者の収益性改善モデル構築事業
隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村 1 件
- ・歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業
牟岐町、平戸市 2 件
- ・地域観光資源の多言語解説整備支援事業
五島市、宗像市、備前市 等 4 件
- ・地方部における観光コンテンツの充実のための
ローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業
屋久島町 1 件
- ・地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業
隠岐の島町、小豆島町 等 2 件
- ・オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業
佐渡市、小豆島町 2 件
- ・地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業
小豆島町 1 件
- ・交通サービスインバウンド対応支援事業
小豆島町 1 件
- ・新たな交流市場・観光資源の創出事業
海士町 1 件
- ・海外教育旅行プログラム付加価値向上事業
御蔵島村 1 件
- ・観光地・観光産業における人材不足対策事業
佐渡市、西之表市、屋久島町 4 件
- ・全国の観光地・観光産業における観光 DX 推進事業
隠岐の島町 1 件
- ・地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進に向けた観光 DX 推進モデル実証事業
佐渡市、隠岐の島町 2 件
- ・観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業
西之表市 1 件
- ・インバウンド受入環境整備高度化事業
佐渡市、熱海市 2 件

1 1. 国内及び国外の地域との交流の促進

一部の離島地域は、その立地条件及び自然、文化等の地域資源を生かして国内外との交流を図ってきており、離島地域の活性化又は離島地域における定住に結びついた事例が見られる。このため、地域資源を生かした特色ある地域づくりを進めつつ、滞在交流型の観光や長期滞在型の交流等の取組を通じ、交流人口及び関係人口の増大を図るとともに、離島と本土、離島同士も含めた地域間及び大学、NPO等の連携により、互いのメリットのある持続性の高い交流を促進する必要がある。

「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」の施行（令和6年11月）を踏まえ、官民連携の核となる「特定居住支援法人」による先導的な取組のモデル形成の支援や官民共創のプラットフォームの構築を進めるとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けた官民連携の先導的なモデル事業を支援し、二地域居住等の促進に向け取り組んだ。

また、離島活性化交付金のうち交流促進事業においては、島の魅力を伝えるイベントや情報発信、スポーツ・自然体験イベント及びワーケーションなどの取組を促進し、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金のうち滞在型観光促進事業において、「もう一泊」したいと旅行者に思わせるような島での食や体験といった地域の魅力の旅行商品化や、観光サービスの担い手の育成などの取組を支援した。加えて、農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策（地域活性化型及び農泊推進型）においては、滞在交流型の観光等の取組を促進した。

加えて、「島と都市部・その他地域との交流」、「島と島との交流」といった様々な交流を通じて、交流人口の拡大や、U・J・Iターンといった定住の促進につなげることを目的に、全国の離島地域から82団体、約180島の参加を得て、11月にアイランダーを開催した。令和7年度は、飲食コーナーを設け、島の食材を使用した料理の提供や各出展団体ブースの物産販売で試飲試食を実施したほか、移住・定住相談、求人相談の実施、島と会場を繋いだオンライン配信の放映など島のPRや定住促進に取り組んだ。（※）

※ 離島地域等団体のブース出展（移住・観光の個別相談、物産販売、ワークショップ）、ステージ公演、ハローワークによる求人相談等を実施した。（会場への来場者数：10,779人）

令和7年度に講じた主な施策

- ・農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）（再掲）
 - （うち地域活性化型） 福岡市（玄界島） 1市
 - （うち農泊推進型） 佐渡市、瀬戸内市、松山市 等 6市町

- ・離島活性化交付金（再掲）

（うち交流促進事業による地域間交流の促進）

香川県、佐渡市、屋久島町 等 8 県 29 市町

- ・特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（滞在型観光促進事業）

長崎県、佐渡市、隠岐の島町、五島市 等 1 県 19 市町村

12. 自然環境の保全及び再生

離島においては、海によって隔絶された長い歴史の中で微妙なバランスで成り立つ独特の生態系が形成されており、固有種が多く特徴的な生物相が見られる一方、生息地及び生育地の破壊や外来種の侵入等による影響を受けやすい脆弱な地域であることから、生息・生育する種の多くが絶滅のおそれのある種に選定されている。このため、国立・国定公園新規指定等推進事業や国立・国定公園の海域適正管理強化（マリンワーカー）事業を活用し、保護区の設定、保全対策等に取り組むとともに、自然公園等事業費等における利用施設の整備により、自然環境への影響の低減や自然再生に取り組んでいる。世界自然遺産地域では科学的知見を踏まえた順応的保全管理を実施し、さらに希少種保護対策事業を活用した国内希少野生動植物種の保護増殖事業や、特定外来生物防除等対策事業を活用した特定外来生物の防除、指定管理鳥獣対策事業交付金を活用したニホンジカ、イノシシの捕獲等事業を実施すること等により、離島及び周辺海域における自然環境の保全及び再生を進めた。また、エコツーリズム等の自然環境へ配慮した適切な利用を図った。

離島地域における海洋ごみ等の処理に関しては、高齢化や人口減少が進展している中で回収に従事する人手等の確保が困難な上、運搬費を含めた処理費用が本土と比較して多額であるため、離島地域の負担となっている。このため、多様な主体の連携を図りつつ、国立公園等民間活用特定自然環境保全活動や海岸漂着物等地域対策推進事業等を活用し、海洋ごみの円滑な処理等を講じた。

令和7年度に講じた主な施策

- ・自然公園等事業費等
 - （国立公園等整備費） 利尻富士町、西ノ島町、隠岐の島町 等 8件
 - （自然環境整備交付金等） 利尻町、隠岐の島町、天草市 等 10件
- ・国立・国定公園新規指定等推進事業
 - 輪島市 1件
- ・国立・国定公園の海域適正管理強化（マリンワーカー）事業
 - 羽幌町、新島村、西ノ島町 等 9件
- ・世界自然遺産地域の保全管理
 - 屋久島町 1件
- ・希少種保護対策事業
 - 羽幌町、佐渡市、対馬市 等 6件
- ・特定外来生物防除等推進事業
 - 対馬市、周防大島町 2件
- ・指定管理鳥獣対策事業交付金
 - 高松市（男木島、女木島）、対馬市、天草市、屋久島町 4件

- ・ジオパークと連携した地形・地質の保全・活用推進事業
大島町、隠岐の島町 2 件
- ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業
礼文町、八丈町、神津島村、五島市、新上五島町 5 件
- ・海岸漂着物等地域対策推進事業
対馬市、五島市、新上五島町 等 47 件

13. 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策

再生可能エネルギーは、利用時の環境負荷が小さく、また、国内で調達可能であるなど様々な長所を有しており、特に、離島は、四方を海等に囲まれ、日照条件や風況が良いところが多いことから、再生可能エネルギーの導入に適している。

一方で、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるにあたっては、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化のために、離島における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業により再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で再生可能エネルギー自給率の向上を図る取組を支援した。

令和7年度には、地域脱炭素推進交付金を活用し、離島での取組をはじめ、地方創生に資する脱炭素の先行的な取組に対し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するとともに、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業により、離島地域も含めた地方公共団体における再エネ導入の目標設定・計画策定等を支援した。

離島における石油製品の流通コストについては、海上輸送など本土と比べて追加的な流通コストが生じるため、小売価格が割高となっている。このため、離島のガソリン流通コスト対策事業により、輸送形態と本土からの距離を踏まえた補助単価を設定し、実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援措置を講じ、離島における石油製品の安定的かつ低廉な供給の確保に努めた。

また、離島地域における石油製品の供給体制のあり方について、油槽所の維持に必要な検査や改修工事等の実施に対する支援をした。

(補足) 改正法第17条の3において、全国的な脱炭素化の動きが高まる中、「再生可能エネルギーの利用推進施策の充実」や「地域の実情に応じた再生可能エネルギーの活用」について配慮規定に明記された。

令和7年度に講じた主な施策

- ・民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業
(うち離島の脱炭素化等推進事業) 海士町 1件
- ・脱炭素先行地域づくり事業
奥尻町、佐渡市、五島市 3件
- ・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業
周防大島町、酒田市、小値賀町 等 7件
- ・離島のガソリン流通コスト対策事業
佐渡島、種子島、対馬島 等 144 島
- ・離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業
隠岐の島町、鳥羽市 2件

14. 水害、風害、地震災害、津波被害、その他の災害を防除するために必要な 国土保全施設等の整備

急峻な地形で集落が沿岸部にあることも多い離島は、様々な災害を被りやすい。そのため、国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく国土強靱化基本計画を踏まえ、事前防災、減災等を含む所要の対策を進める必要がある。

具体的には、離島地域の孤立防止と孤立時の対策として、被害を未然に防ぐ防波堤等の国土保全施設等の整備等を図ったほか、離島地域で自立的に避難活動が行えるよう、避難施設の整備及び改修、非常用電源設備、防災行政無線施設、備蓄倉庫及び避難路等の整備を図った。

また、防災計画やハザードマップの作成、配布及びこれを活用した学習会の実施等のソフト対策にも取り組んだ。

さらに、国土強靱化実施中期計画等を踏まえた、水害、土砂災害、風害等に対する治山治水対策、道路の対災害性強化・老朽化対策等、港湾における地震災害、高潮・高波への対策を推進するとともに、我が国の領域の保全という離島の国家的役割に鑑み、高潮及び侵食等による被害から離島を防護し、併せて海岸の良好な環境の維持や適正な利用を図るための海岸保全対策を推進した。

（補足）法第 17 条の 4 において、離島の風水害や地震への対策を進めるため、「事前防災、減災等に資する国土強靱化」について配慮規定に明記されている。

令和 7 年度に講じた主な施策

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| ・河川事業 | 対馬市、小豆島町、佐渡市 等 |
| ・砂防事業 | 新上五島町、佐渡市、西之表市 等 |
| ・港湾整備事業（再掲） | 西之表市、佐渡市、神津島村 等 |
| ・海岸事業 | 佐渡市、五島市、新島村 等 |
| ・治山事業 | 対馬市、佐渡市、三宅村 等 |
| ・道路整備事業（再掲） | 佐渡市、対馬市、土庄町 等 |
| ・離島活性化交付金（再掲） | |
| （うち安全安心向上事業） | 御蔵島村、佐渡市、南種子町 等 6 市町村 |
| ・社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業）（再掲） | |
| （うち定住基盤強化事業） | 大島町、対馬市、屋久島町 等 7 市町村 |
| ・農山漁村地域整備交付金 | |
| | 隠岐の島町、五島町、屋久島町 等 26 市町村 |

＊「令和7年度に講じた主な施策」の実績は、原則、離島振興対策実施地域の実績を掲載しているが、一部離島（市町村の一部の区域が離島で、離島振興対策実施地域に指定されているもの）で実施している事業のうち、離島と本土の実績の区分が難しいものについては、離島振興対策実施地域を有する市町村（件）数を掲載している。

(参考資料)

参考Ⅰ 離島振興法

離島振興法の変遷

離島振興法は、離島地域を有する地方公共団体等の要望の高まりを背景に、昭和 28 年に議員立法により 10 年間の時限立法として制定された。その後、時々の離島を巡る状況に鑑み、数次にわたる延長及び期間中も含めた改正等がなされてきた。令和 4 年 11 月に第 210 回国会において離島振興法の一部を改正する法律が成立し、令和 4 年 11 月 28 日に公布、令和 5 年 4 月 1 日に施行された。

(参考資料Ⅰ－１) 離島振興法の変遷

法の対象期間	改正法の内容
昭和 38～47 年度	●延長の際の改正 ①期間のみの単純延長 ●期間中の改正 ①特別な助成の対象として、教育施設、保育所及び消防施設の追加
昭和 48～57 年度	●延長の際の改正 ①離島の医療確保について、国及び都道府県の責任の明記
昭和 58～平成 4 年度	●延長の際の改正 ①臨時行政調査会の答申に沿って、期限を迎える法律の廃止等が議論される中、離島振興法を延長
平成 5～14 年度	●延長の際の改正 ①目的条項に、離島の果たす国家的役割を明記 ②離島振興計画に含む事項の追加・見直し ③地方債、資金の確保等に関する配慮規定の新たな追加 ④新たな租税措置に関する規定の追加（租税特別措置法、地方税法） 等
平成 15～24 年度	●延長の際の改正 ①目的条項に、離島の自立的発展を促進することを明記 ②国による離島振興基本方針策定及び都道府県による離島振興計画策定への制度変更 ③ソフト事業を含む非公共事業に対する国の助成措置を明記 等
平成 25～令和 4 年度	●延長の際の改正 ①目的条項に、離島における定住の促進を明記 ②基本理念及び国の責務の明記 ③離島振興基本方針に含む事項の追加 ④離島活性化交付金等事業計画の制度創設 等
令和 5～令和 14 年度	●延長の際の改正 ①都道府県による離島市町村への支援の努力義務を新設 ②離島振興計画の記載事項の充実 ③離島に対する配慮規定の充実

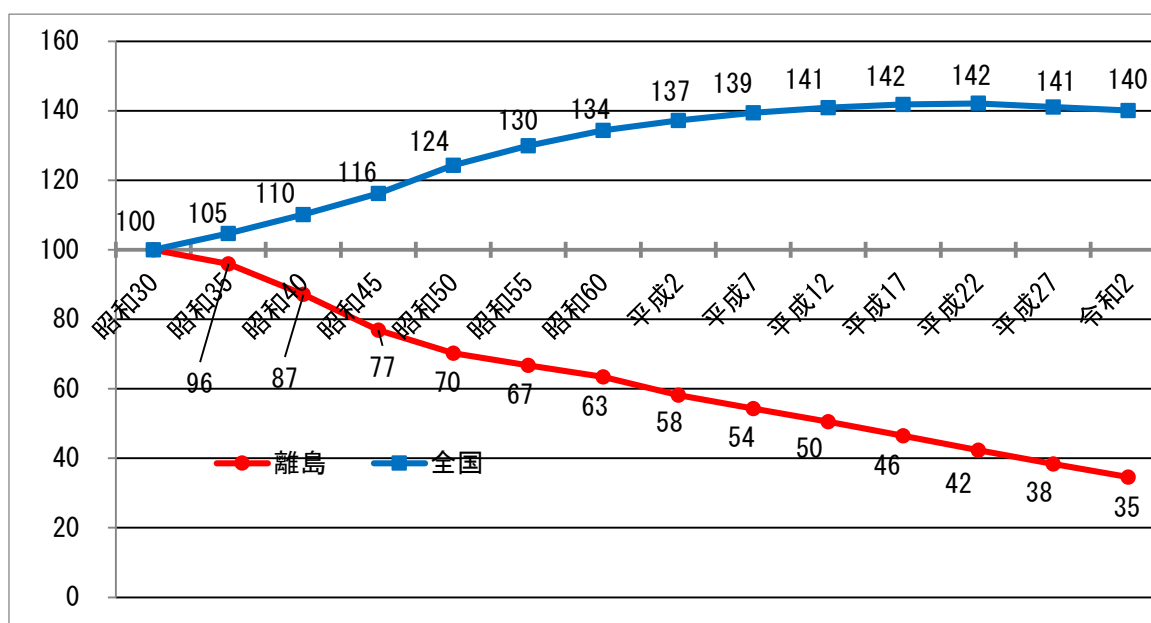
参考Ⅱ 離島の現況

1. 人口等の動向

離島地域の人口は、法が制定された直後の昭和 30 年には、約 98 万人であったが、令和 2 年には約 34 万人まで減少している。平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間で見て、人口は 18.2%減となっており他の条件不利地域と比べても減少幅が大きい。

また、昭和 35 年の人口構成は若年層の人口が多いピラミッド型を維持していたが、少子高齢化及び若年層を中心とする人口流出の結果、令和 2 年は高齢者が多い逆ピラミッド型になっている。

（図 1）昭和 30 年の人口を 100 とした場合の全国及び離島の人口の推移



（備考）離島地域は令和 7 年 4 月 1 日現在、離島振興対策実施地域に指定されている 256 島を対象に算出。

（出典）全国の人口については総務省「国勢調査」（昭和 30 年～令和 2 年分）のデータを利用。離島地域は、国土交通省の離島の定義に基づき、国勢調査の結果を使用し算出した。

(表 1) 離島地域等と全国の人口推移の比較

(単位：人)

項 目	昭和 30 年	35 年	40 年	45 年	50 年	55 年	60 年
離島地域	980,086	940,230	854,001	753,265	688,029	653,764	621,031
奄美群島	205,363	196,483	183,471	164,114	155,879	156,074	153,062
小笠原諸島	—	—	—	782	1,507	1,879	2,303
過疎地域	—	22,932,534	20,997,151	19,206,965	18,339,378	18,039,346	17,671,422
全国	90,076,594	94,301,623	99,209,137	104,665,171	111,939,643	117,060,396	121,048,923

項 目	平成 2 年	7 年	12 年	17 年	22 年	27 年	令和 2 年
離島地域	570,017	532,299	494,676	455,266	414,532	376,229	339,280
奄美群島	142,834	135,791	132,315	126,483	118,773	110,147	104,281
小笠原諸島	2,361	2,809	2,824	2,723	2,785	3,022	2,929
過疎地域	16,912,899	16,342,097	15,690,949	14,844,982	13,845,400	12,739,544	11,668,630
全国	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745	126,146,099

(備考) 1. 離島地域は、令和 7 年 4 月 1 日現在、離島振興対策実施地域に指定されている 256 島を対象に算出。

2. 奄美群島は、奄美群島振興開発特別措置法に基づき指定されている 8 島を対象に算出。

3. 小笠原諸島は、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき指定されている 4 島を対象に算出。昭和 43 年まで米軍統治下におかれていたため、昭和 30 年、35 年及び 40 年のデータはなし。

4. 過疎地域は、令和 7 年 4 月 1 日現在の地域を対象に算出。

(出典) 全国の結果については総務省「国勢調査」(昭和 30 年～令和 2 年分)を使用した。1～3 は、国勢調査の結果を使用し、国土交通省の定義に基づき算出した。

(表 2) 平成 22 年から令和 2 年にかけての離島地域等と全国の人口増減率の比較 (単位：%)

項 目	離島地域	奄美群島	小笠原諸島	過疎地域	全国
人口増減率	▲18.2	▲12.2	5.2	▲15.7	▲1.5

(備考) 1. 離島地域は、令和 7 年 4 月 1 日現在、離島振興対策実施地域に指定されている 256 島を対象に算出。

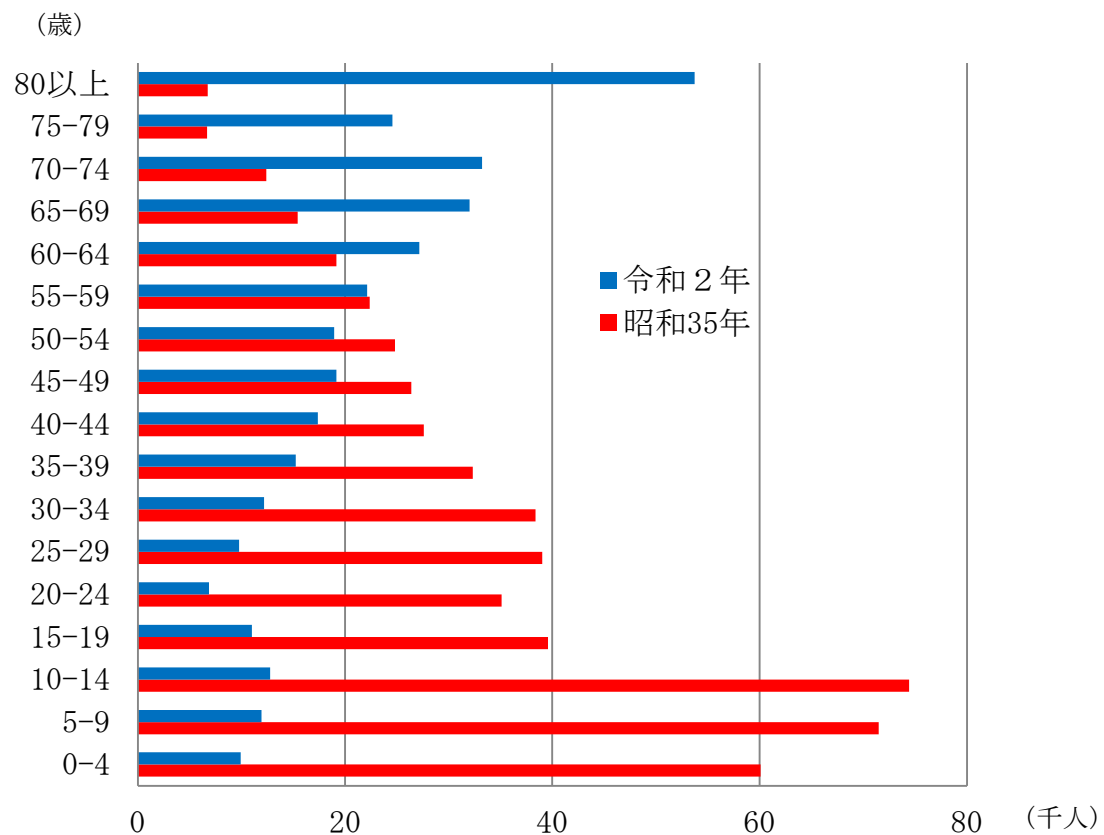
2. 奄美群島は、奄美群島振興開発特別措置法に基づき指定されている 8 島を対象に算出。

3. 小笠原諸島は、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき指定されている 4 島を対象に算出。

4. 過疎地域は、令和 7 年 4 月 1 日現在の地域を対象に算出。

(出典) 全国の結果については総務省「国勢調査」(平成 22 年及び令和 2 年分)を使用した。また、1～3 は、国勢調査の結果を使用し、国土交通省の定義に基づき算出した。

(図2) 離島の年齢別人口構成



- (備考) 1. 令和2年は、令和7年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている256島を対象に算出。
2. 昭和35年は、昭和35年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている離島のうち、データが確認できた125島を対象に算出。
- (出典) 離島地域は、国土交通省の離島の定義に基づき、国勢調査の結果を使用し算出した。(昭和35年及び令和2年)。

2. 財政

令和6年度における全部離島の財政力指数は0.18であり、過疎地域と比較して厳しい財政状態であることが分かる。また、実質公債費比率及び将来負担比率も過疎地域を上回っており、厳しい状態にある。

(表3) 財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率の状況

項 目	財政力指数	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)
離 島 地 域	0.18	8.9	71.5
奄 美 群 島	0.16	9.8	26.4
小笠原諸島	0.25	3.6	—
過 疎 地 域	0.26	8.7	16.5
全国市町村	0.49	5.6	6.2

(備考) 1. 令和7年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている256島のうち、市町村区域全域が離島である市町村を対象に算出。

2. 奄美群島は、奄美群島振興開発特別措置法に基づき指定されている8島を対象に算出。

3. 小笠原諸島は、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき指定されている4島を対象に算出。

4. 過疎地域は、令和7年4月1日現在の過疎関係市町村（一部過疎市町村は含まない。）を対象に算出。

5. 語句の説明は、以下のとおり。

※1 「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

※2 「実質公債費比率」とは、当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。

※3 「将来負担比率」とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(出典) 1. 総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」(令和6年度)

3. 医療

医療の確保は、住民が安心して暮らすための基礎となるが、人口 10 万人当たりの医師数は全国平均と大きな差はない。歯科医師数及び看護師数は全国平均と比較して少ない。

(表 4) 人口 10 万人当たりの医師数、歯科医師数、看護師数の状況 (単位：人)

項 目	離島地域	全国
医 師 数	231	267
歯科医師数	54	81
看 護 師 数	951	1,101

- (備考) 1. 令和 7 年 4 月 1 日現在、離島振興対策実施地域に指定されている 256 島を対象に算出。
 2. 離島における医師数、歯科医師数、看護師数は令和 5 年 4 月 1 日現在。
 3. 全国における医師数、歯科医師数は令和 6 年 12 月 31 日現在、看護師数は令和 6 年 12 月 31 日現在。
 4. 医師数、歯科医師数及び離島地域における看護師数は医療施設の従事者。
 5. 全国における看護師数は就業看護師の数。
- (出典) 1. 離島地域は、公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」。
 2. 全国は、厚生労働省「令和 6 年医師・歯科医師・薬剤師統計」、「令和 6 年衛生行政報告例」(令和 7 年 7 月 29 日時点で公表しているデータ)。

4. 教育

少子化が進んでいることから学校数、児童数及び生徒数は全国的に減少傾向にあるものの、特に人口減少が進む離島地域においてはその傾向が著しい。

(表 5) 離島地域の小学校、中学校及び高等学校の数及び生徒数の状況 (単位：校、人)

項目		平成 25 年	令和 5 年	増減率
小 学 校	学校数	288	267	▲7.3%
	児童数	16,989	13,863	▲18.4%
中 学 校	学校数	170	169	▲0.6%
	生徒数	9,021	7,274	▲19.4%
高等学校	学校数	37	42	13.5%
	生徒数	7,296	5,953	▲18.4%
合 計	学校数	495	478	▲3.4%
	生徒数	33,306	27,090	▲18.7%

- (備考) 1. 令和 5 年は、令和 5 年 5 月 1 日現在、離島振興対策実施地域に指定されている 256 島を対象に算出。

2. 平成 25 年は、平成 25 年 5 月 1 日現在、離島振興対策実施地域に指定されている 254 島を対象に算出。

3. 小学校、中学校及び高等学校の数は、平成 25 年 5 月 1 日現在、令和 5 年 5 月 1 日現在で、国・公・私立の合計数。

(出典) 公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」。

(表 6) 全国の小学校、中学校及び高等学校の学校数及び児童・生徒数の状況

(単位：校、人)

項目		平成 25 年	令和 5 年	増減率
小 学 校	学校数	21, 131	18, 980	▲10. 7%
	児童数	6, 673, 920	6, 049, 685	▲9. 0%
中 学 校	学校数	10, 628	9, 944	▲6. 4%
	生徒数	3, 536, 182	3, 177, 508	▲9. 7%
高等学校	学校数	4, 981	4, 791	▲3. 9%
	生徒数	3, 319, 640	2, 918, 501	▲11. 8%
合 計	学校数	36, 740	33, 715	▲8. 5%
	生徒数	13, 532, 891	12, 145, 694	▲9. 9%

(備考) 学校数及び児童・生徒数は、平成 25 年 5 月 1 日現在、令和 5 年 5 月 1 日現在で、国・公・私立の合計数。

(出典) 1. 平成 25 年、令和 5 年の数値は文部科学省「学校基本統計」のデータを利用

2. 増減率は国土交通省にて独自に算出

5. 生活環境

汚水処理施設については、離島の汚水処理人口普及率（下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合）は平成 14 年の 20. 0%に比べ令和 5 年は 60. 1%と大幅に改善してきているものの、全国の 92. 9%には達していない。

(表 7) 汚水処理人口普及率の状況

項 目	平成 25 年	令和 5 年
全 国	88. 1%	92. 9%
離 島	54. 3%	60. 1%

(備考) 1. 離島地域は年度当初、全国は前年度末の数値。

2. 東日本大震災の影響により調査不能な市町村を除いた集計データを用いている。

(出典) 1. 離島地域は、公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」。

2. 全国は、国土交通省、農林水産省、環境省による調査結果

6. 高度情報通信ネットワーク

光ファイバ（FTTH）は、医療、教育、産業等の各分野での活用が期待できることから、離島地域が有する地理的制約を克服する有効な手段であり、離島地域の整備率は、令和6年3月末において91.0%となっている。

（表8） 光ファイバ（FTTH）の整備率（利用可能世帯数割合）

項目	令和6年3月末
全国	97.1%
離島	91.0%

（備考）離島地域は離島振興法の対象離島のうち、一般住民が居住している離島を対象に集計したもの。

（出典）総務省調べ

7. 産業分類別就業者数等の推移

離島地域の産業分類別就業者数の推移を見ると、昭和60年から平成27年にかけて、第1次、第2次及び第3次産業のいずれもが減少しており、特に第1次産業及び第2次産業は大幅な減少が見られる。一方、全国の産業分類別就業者数の推移を見ると、昭和60年から令和2年にかけて、第1次産業及び第2次産業は減少しているものの、第3次産業は増加している。

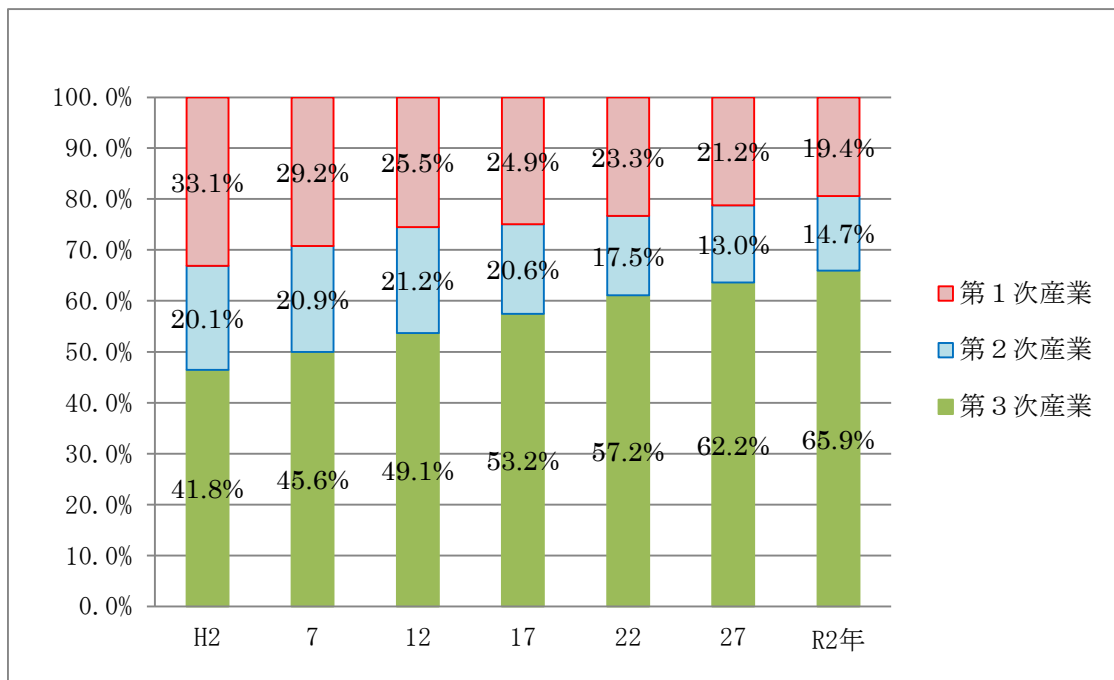
（表9） 離島地域の産業分類別就業者の推移

（単位：人）

項 目	H2 年	7 年	12 年	17 年	22 年	27 年	R2 年
第1次産業	84,072	71,340	56,575	50,680	41,524	35,164	29,206
第2次産業	51,794	50,709	46,167	35,737	27,807	25,174	22,087
第3次産業	117,848	121,858	119,196	116,716	108,829	105,463	99,302
合 計	253,714	243,907	221,938	203,133	178,160	165,801	150,595

（出典）公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」のデータを利用。

(図3) 離島地域の産業分類別就業者比率の推移



(出典) 公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」

(表10) 全国の産業分類別就業者の推移

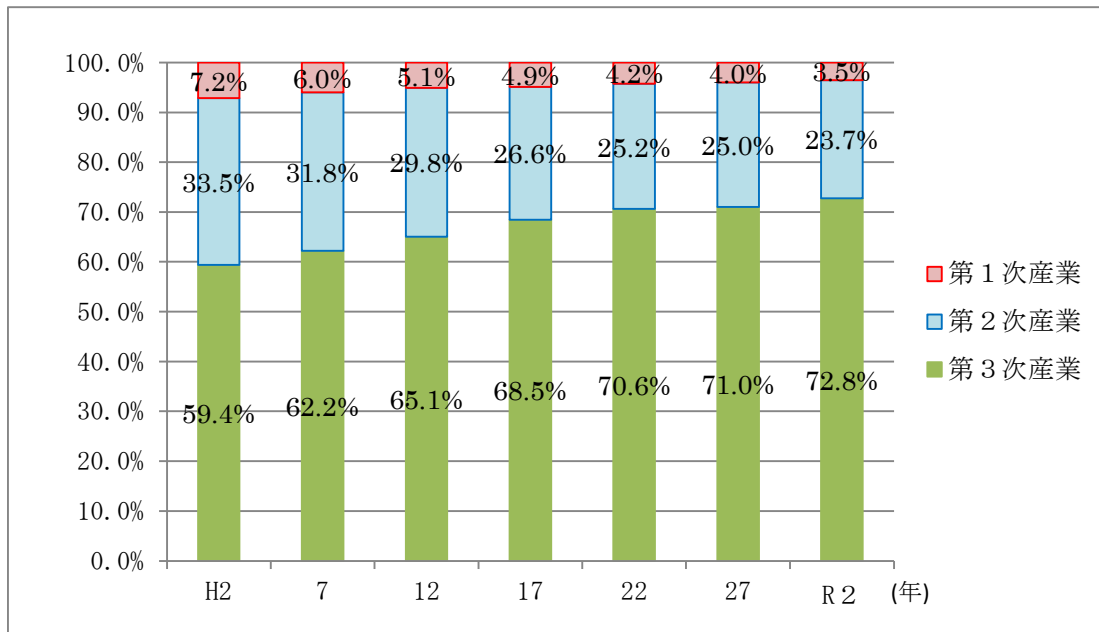
(単位：千人)

項 目	H2 年	7 年	12 年	17 年	22 年	27 年	R2 年
第 1 次 産 業	4,391	3,848	3,208	2,981	2,381	2,222	1,963
第 2 次 産 業	20,548	19,936	18,392	15,957	14,123	13,921	13,259
第 3 次 産 業	36,421	40,004	40,671	41,425	39,646	39,615	40,679
合 計	61,361	63,788	62,271	60,363	56,151	55,757	55,902

(出典) 総務省「国勢調査」(H2～R2)。

(注) 平成7年及び平成12年の数値は新産業分類に組替えて集計した抽出による結果。

(図4) 全国の産業分類別就業者比率の推移



(出典) 総務省「国勢調査」(平成2年～令和2年)。